

11.13. 12. 11.10. 9.8.

假執行の實行前にて小作人等に出し事行を
 取するに
 立先の假差押或假執行を絶對禁止すること
 耕地及遠の場合に毛上の買取一切の耕作費用の
 賠償を規定すること
 小作組合法の制定
 小作契約消滅の場合に小作米の引上又は他の小作人に
 小作せしむるの目的を以て小作人の小作契約繼續の甲を拒
 絶することを得ること
 小作爭議調停は小作人の家族の生活権を保障する事
 ものありとを明確にする事
 小作権の譲渡は自由なること
 小作地の主要部は譲しては小作人の優先権を認むること
 以上

昭和三年四月十九日 社会民衆党臨時大会

社会民衆党臨時大会

昭和三年十一月十九日

社会民衆党昭和三年度大会資料

中川